

# 平成29年 第3回 安芸太田町議会臨時会会議録

平成29年4月11日

|                                                                     |                      |                     |            |                      |        |            |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|------------|----------------------|--------|------------|
| 招集年月日                                                               | 平成29年4月11日           |                     |            |                      |        |            |
| 招集の場所                                                               | 安芸太田町議会議事堂           |                     |            |                      |        |            |
| 開閉会日<br>及び宣告                                                        | 開会                   | 平成29年4月11日 午前11時00分 |            |                      | 議長     | 富永 豊       |
|                                                                     | 閉会                   | 平成29年4月11日 午後 3時35分 |            |                      | 議長     | 富永 豊       |
| 応(不応)招議員<br>及び出席並びに<br>欠席議員<br>凡例<br>出席<br>欠席<br>× 不応招<br>公<br>公務欠席 | 議席<br>番号             | 氏 名                 | 出席等<br>の 別 | 議席<br>番号             | 氏 名    | 出席等<br>の 別 |
|                                                                     | 1                    | 大江厚子                |            | 7                    | 佐々木 道則 |            |
|                                                                     | 2                    | 田島 清                |            | 8                    | 角田 伸一  |            |
|                                                                     | 3                    | 平岡昭洋                |            | 9                    | 中本正廣   |            |
|                                                                     | 4                    | 矢立孝彦                |            | 10                   | 吉見 茂   |            |
|                                                                     | 5                    | 末田健治                |            | 11                   | 佐々木美知夫 |            |
|                                                                     | 6                    | 津田 宏                |            | 12                   | 富永 豊   |            |
| 会議録署名議員                                                             | 1 番                  | 大江厚子                |            | 2 番                  | 田島 清   |            |
| 職務のため議場に<br>出席した者の職氏名                                               | 事務局長                 | 上田 隆                |            | 書記                   | 齋藤和典   |            |
| 地方自治法第121<br>条により説明のため<br>出席した者の職<br>氏名                             | 町 長                  | 小坂 眞治               |            | 副 町 長                | 小島 俊二  |            |
|                                                                     | 総務課長                 | 栗栖 一正               |            | 教 育 長                | 二見 吉康  |            |
|                                                                     | 会計管理者<br>(会計課長)      | 倉田美保子               |            | 総務課主幹                | 河越 慶介  |            |
|                                                                     | 加計支所長<br>兼加計支所住民生活課長 | 齋藤 邦夫               |            | 学校教育課長               | 長尾 航治  |            |
|                                                                     | 筒賀支所長<br>兼筒賀支所住民生活課長 | 梅田 幹二               |            | 生涯学習課長               | 栗栖 浩司  |            |
|                                                                     | 地域づくり課長              | 小笠原 敏子              |            | 保健医療福祉統括セ<br>ンター事務局長 | 栗栖 修司  |            |
|                                                                     | 企画課長                 | 二見 重幸               |            | 福祉事務所長兼<br>福祉課長      | 伊賀 真一  |            |
|                                                                     | 建設課長                 | 田中 啓二               |            | 健康づくり課長              | 伊藤 真由美 |            |
|                                                                     | 産業振興課長               | 瀬川 善博               |            | 安芸太田病院<br>事務長        | 菅田 裕二  |            |
|                                                                     | 商工観光課長               | 児玉 齊                |            | 衛生対策室長               | 田中 博敏  |            |
|                                                                     | 税務課長                 | 片山 豊和               |            |                      |        |            |
|                                                                     | 住民生活課長               | 上手 佳也               |            |                      |        |            |
|                                                                     | 児童育成課長               | 園田 哲也               |            |                      |        |            |
| 議事日程                                                                | 別紙のとおり               |                     |            |                      |        |            |
| 会議に付した事件                                                            | 別紙のとおり               |                     |            |                      |        |            |
| 会議の経過                                                               | 別紙のとおり               |                     |            |                      |        |            |

会議に付した事件

平成29年4月11日

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
|        | 仮議席の指定                                     |
|        | 議長の選挙                                      |
|        | 議席の指定                                      |
|        | 会議録署名議員の指名                                 |
|        | 会期の決定                                      |
|        | 副議長の選挙                                     |
|        | 常任委員の選任                                    |
|        | 議会運営委員の選任                                  |
|        | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙                      |
| 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(安芸太田町税条例の一部改正)       |
| 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正) |
| 議案第50号 | 安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について            |
|        | 議長の常任委員の辞退について                             |
|        | 議会広報広聴調査特別委員会の設置について                       |
|        | 監査委員の選任について                                |
|        | 閉会中の継続調査について                               |

平成29年第3回 安芸太田町議会臨時会  
議 事 日 程 (第1号)

平成29年 4月11日

| 日 程 | 議案等番号 | 件 名    |
|-----|-------|--------|
|     |       | 仮議席の指定 |
| 第 1 |       | 議長の選挙  |

議 事 日 程 (第1号の2)

|     |        |                                            |
|-----|--------|--------------------------------------------|
| 第 2 |        | 議席の指定                                      |
| 第 3 |        | 会議録署名議員の指名                                 |
| 第 4 |        | 会期の決定                                      |
| 第 5 |        | 副議長の選挙                                     |
| 第 6 |        | 常任委員の選任                                    |
| 第 7 |        | 議会運営委員の選任                                  |
| 第 8 |        | 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙                      |
| 第 9 | 承認第1号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(安芸太田町税条例の一部改正)       |
| 第10 | 承認第2号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正) |
| 第11 | 議案第50号 | 安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について            |

平成29年第3回 安芸太田町議会臨時会  
議 事 日 程 (第1号の2) 追加

|      |  |                      |
|------|--|----------------------|
| 追加第1 |  | 議長の常任委員の辞退について       |
| 追加第2 |  | 議会広報広聴調査特別委員会の設置について |
| 追加第3 |  | 監査委員の選任について          |
| 追加第4 |  | 閉会中の継続調査について         |

平成 29 年第3回臨時会  
(平成 29 年 4 月 11 日)

上田隆議会事務局長

安芸太田町議会議員一般選挙後最初の会議でございますので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、角田伸一議員が年長議員でございますのでご紹介いたします。角田議員、議長席にお着きください。

[ 角田臨時議長、議長席に着席 ]

角田伸一臨時議長

ご紹介をいただきました、角田伸一でございます。地方自治法の定めるところにより臨時議長の職務を務めますので、よろしく願いいたします。

ただいまから平成 29 年第 3 回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。

( 開会 午前 11 時 00 分 )

これから本日の会議を開きます。この際、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第 1 . 議長の選挙

角田伸一臨時議長

日程第 1、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思います。ご異議はありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって臨時議長において指名することに決定しました。議長に富永議員を指名いたします。お諮りします。富永議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました富永議員が議長に当選されました。富永議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。6 番富永議員。

富永豊議員

議長選出ということで、富永でございます。さきほど申し上げましたように今の安芸太田町って考えてみますとももちろん人口減少、過疎化、その中でやはり急いでいかなければならないのは産業の振興っていう事は急いでいかなければならない問題であるというふうに思っております。この問題に対しては私もこの数年産業の振興について専門的な分野での勉強もしてまいりましたし、そういったことを自分なりにいかながら、まずはこの今の安芸太田町の経済の低迷っていうものを、自分なりに勉強したものを実践の中で図っていきたいという思いが非常に今強くしております。また、そして今そういったことから今の議長席の重責っていうのは十分認識しております。選挙を通じて思うことはやはり周辺部落の周辺地域の過疎化、空き家対策、あるいは一人老人、一人暮らし、そういったことに対してどういったことができるのであろうかっていう事も今頭の中をよぎっております。これにはやはり一日がどこかでは安心を与えられるようなものができないものだろうかとか、そういったことを探りながらですね、皆様方と一緒に本当に先ほど前議長が言われていましたように、全員一致でこの危機の安芸太田町を乗り切ろうという力強いお言葉をいただいておりますので、どうか皆様方からのですねご意見をいただきながら、自分も粉骨砕身、安芸太田町の

発展のために頑張ってもらいますので、なにとぞ指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。  
ごあいさつとさせていただきます。失礼いたしました。

角田伸一臨時議長

これで議長の選挙を終わります。皆様のご協力により無事臨時議長の職務を果たすことができました。感謝を申し上げます。議長と交代しますので、しばらく休憩します。

( 休憩 午前 11 時 12 分 )

[ 角田伸一臨時議長、議長席退席 ]

・

[ 富永豊議長、議長席着席 ]

( 再開 午後 1 時 30 分 )

## 日程第 2 . 議席の指名

富永豊議長

日程第 2、議席の指定を行います。議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により議長において定めます。議席番号と議員の氏名を申し上げます。

1 番、大江厚子議員、2 番、田島清議員、3 番、平岡昭洋議員、4 番、矢立孝彦議員、5 番、末田健治議員、6 番、津田宏議員、7 番、佐々木道則議員、8 番、角田伸一議員、9 番、中本正廣議員、10 番、吉見茂議員、10 番、佐々木美知夫議員、12 番、富永。以上のとおり議席を定めます。すみません。10 番が吉見茂議員、11 番が佐々木美知夫議員で 12 番が私富永豊でございます。以上のとおり議席を定めます。

・

## 日程第 3 . 会議録署名議員の指名

富永豊議長

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 126 条の規定により、議長により、1 番、大江厚子議員、2 番、田島清議員を指名します。

・

## 日程第 4 . 会期の決定について

富永豊議長

日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 4 月 11 日の一日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定しました。

・

## 日程第 5 . 副議長の選挙

富永豊議長

日程第 5、副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りします。指名方法については議長において指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。副議長に佐々木議員を指名いたします。佐々木美知夫議員を指名いたします。お諮りします。佐々木美知夫議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました佐々木美知夫議員が副議長に当選されました。佐々木美知夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

11 番、佐々木美知夫議員。

佐々木美知夫議員

推薦による副議長という大任を仰せつかり誠にありがとうございます。私は今回の選挙以来、色々と住民の方々とお話をしていく中で、議会の、今までの議会の不信ですね、これを強く訴えられる住民の方々にお会いしました。したがって今回こうして副議長という大役を皆様のご推挙によりいただいたこと、誠にありがたく思います。今後は新議長富永議長とともに協力し合って、また皆さま方のご協力を得ながら精進をして極力スムーズな議会の運営となるように、努力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします

富永豊議長

これで副議長の選挙を終わります。

## 日程第 6 . 常任委員の選任

富永豊議長

日程第 6、常任委員の選任を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により総務文教委員に、委員長に佐々木美知夫議員、副委員長、平岡昭洋議員、委員として矢立孝彦議員、大江厚子議員、吉見茂議員。産業建設委員に、津田宏議員、角田伸一議員、中本正廣議員、佐々木道則議員、田島清議員、先ほど申し上げました総務委員の委員長、副委員長についてはまだ委員としての佐々木美知夫議員、平岡昭洋議員に訂正させていただきます。を選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よってただ今指名しましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定しました。ここで発言をしたいので副議長と交代するためしばらく休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 40 分)

[ 富永豊議長、議長席退席 ]

[ 佐々木美知夫副議長、議長席着席 ]

佐々木美知夫副議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後 1 時 41 分)

12 番富永議員。

富永豊議員

議長の職務上総務委員を辞退したいと思いますのでご同意いただきますよう、お願いいたします。

佐々木美知夫副議長

ただ今議長から総務常任委員を辞退したいとの発言がありました。この際、議長の常任委員の辞退についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって議長の常任委員の辞退についてを日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第 1 . 議長の常任委員の辞退について

佐々木美知夫副議長

追加日程第 1、議長の常任委員の辞退についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により除斥に該当しますので富永議長の退席を求めます。

[ 富永豊議長退席 ]

お諮りします。議長の常任委員の辞退については、これに同意することにご異議はありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって議長の常任委員の辞退についてはこれに同意することに決定しました。富永議長の出席を求めます。

[ 富永豊議長着席 ]

佐々木美知夫副議長

ここで議長と交代しますのでしばらく休憩いたします。(休憩 午後 1 時 50 分)

[ 佐々木美知夫副議長、議長席退席 ]

[ 富永豊議長、議長席着席 ]

富永豊議長

休憩前に引き続き会議を再開します。(再開 午後 1 時 51 分)

#### 日程第 7 . 議会運営委員の選任

富永豊議長

日程第 7、議会運営委員の選任を行います。お諮りします。議会運営委員の選任については委員会条例第 7 条第 2 項の規定により議会運営委員に中本正廣議員、矢立孝彦議員、佐々木美知夫議員、津田宏議員、佐々木道則議員の五人を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よってただ今指名した五人を議会運営委員に選任することに決定しました。ここでしばらく休憩いたします。休憩中に各常任委員会、議会運営委員会は委員会を開いて正副委員長の互選をしてください。(休憩 午後 1 時 55 分)

富永豊議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。(再開 午後 1 時 56 分)

ここで各常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の互選結果が通知されていますので、ご報告いたします。総務文教常任委員長に佐々木美知夫議員、総務文教常任副委員長に平岡昭洋議員、産業建設常任委員長に津田宏議員、産業建設常任副委員長に角田伸一議員、議会運営委員長に中本正廣議員、議会運営副委員長に矢立孝彦議員、以上でございます。

## 日程第 8 . 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

富永豊議長

日程第 8、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。この選出方法は地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦したいと思しますので、これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思します。ご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。広島県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 1 項の規定により議員には私、富永豊を指名します。ただいま議長が指名した私、富永豊を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。従って広島県後期高齢者医療広域連合議会議員には私、富永豊が当選しました。会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をいたします。

ただいま広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出していただきました。連合議会議員として鋭意努力してまいりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上で広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

. .

富永豊議長

お諮りします。委員会条例第 5 条の規定に基づき、議会広報の発行及び広聴に関する調査を行うため特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第 2 として直ちに議題にしたいと思します。ご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。従って議会広報広聴の調査をするため、特別委員会を設置することを日程に追加し、追加日程第 2 としてただちに議題にすることに決定しました。

. .

## 追加日程第 2 . 議会広報広聴調査特別委員会の設置について

富永豊議長

追加日程第 2、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りします。委員五人による議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託して調査終了まで閉会中の継続調査をすることにしたいと思します。これにご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。したがって委員五人による議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託し調査終了まで閉会中の継続審査をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置した特別委員会の委員の選任については委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、議会広報広聴調査特別委員に、末田健治議員、大江厚子議員、角田伸一議員、平岡昭洋議員、吉見茂議員の五人を選任したいと思します。これに異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よってただ今指名した五人を議会広報広聴調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで特別委員会の正副委員長を互選するためにしばらく休憩します。選任された各委員は委員会を開き正副委員長を互選してください。しばらく休憩します。(休憩 午後 2 時 00 分)

. .

富永豊議長



休憩前に引き続き会議を再開します。 (再開 午後2時01分)

休憩中に開かれた特別委員会で正副委員長の互選が行われその結果が通知されておりますので報告します。委員長に末田議員、末田健治議員、副委員長に大江厚子議員でございます。ここで本日の会議の説明員を入場させます。その間しばらく休憩いたします。 (休憩 午後2時02分)

[ 説明員、議場に入場 ]

富永豊議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

(再開 午後3時07分)

町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。町長。

小坂眞治町長

平成29年安芸太田町議会第3回の臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきますと思います。議員各位におかれましては先に行われました安芸太田町議会一般選挙におきまして多くの皆様の支持を得られ見事当選の栄誉を得られましたこと、心よりお祝いを申し上げます。この度の選挙戦におかれまして安芸太田町の町づくりについて議員各位それぞれの熱い思いを訴えられ、また町民の皆様の意見に耳を傾けられ、要望や課題を受け止めておられることと存じます。また本日は富永議長、佐々木副議長をはじめ、常任委員会委員長等の役職の選任を得られました皆様に重ねてお祝いを申し上げたいと思います。と同時に重ねての重責を担われますことに深甚なる敬意を表させていただくものでございます。新たな議会構成で臨まれる議員各位には私どもと同じく地方自治の担い手として住民福祉の向上、山積する課題解決に向け、町民の皆様の大きな期待が寄せられております。その信頼と付託に応えるべく、これからの4年間ご健勝にてご活躍を賜りますよう心より祈念申し上げます。現在町では第二次長期総合計画の三年目となる新年度は引き続き地方創生に対応する安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を第二次長期総合計画の具体的戦略として国の地方創生と連動する取り組みを進めることとしております。地方創生は地方の価値や豊かさを国民共有の財産として理解しあい都市との格差を是正し、過疎と過密の解消が必要です。そして地方に雇用を創出し、出産子育て環境を整え、移住する若者を受け入れる地方の実現です。また地方創生は町民の皆様と共にすすめる地域の資源を磨き新たな産業雇用の創出を共同で取り組み定住促進をさらに進める戦略です。これからも進む少子高齢化は大きな課題ですが一つ一つの取り組みを堅実に進め、そのことが成果を確かなものにし、笑顔輝くまちづくりにつながります。引き続き町民の皆様、各種団体との協働をはじめ、都市部の皆様に中山間地域の広域機能を私たちは都市機能を互いに理解しあい、つながりが広がる取り組みを進めてまいります。繰り返すまでもなく私たちの目指すところは住民福祉の向上と将来に向けて持続可能な町づくりでございます。車の両輪に例えられます議会と行政とがそれぞれの機能を十二分に発揮し安芸太田町の新たな施策、解決すべき課題を多様な観点から議論を重ね、より良い方向に修正していくことこそが、安全で安心笑顔輝く元気な町づくり、住民福祉の向上につながるものであり、町政を進展させていくものになると考えております。引き続き町民の皆様との協働によるまちづくりに取り組み町政運営に停滞のないよう、全力を傾注してまいりますので、議員各位の一層のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。結びになりますが、議員各位のご就任を重ねてお祝い申し上げます。ご健勝にてご活躍されることを心から祈念申し上げまして、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

富永豊議長

以上で町長の挨拶を終わります。お諮りします。ただいま町長から同意第1号監査委員の選任についてが追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。同意第1号を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

追加日程第3．監査委員の選任について

富永豊議長

追加日程第 3、同意第 1 号、監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法 117 条の規定により、除斥に該当しますので、佐々木道則議員の退席を求めます。

[ 佐々木道則議員退席 ]

富永豊議長

提出者からの説明を求めます。町長。

小坂眞治町長

同意第 1 号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。先に行われました、安芸太田町議会議員一般選挙の結果を受けまして、議会より選出をお願いする監査委員に佐々木道則議員を選任したいので地方自治法 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。佐々木道則議員の略歴を申し上げますと、昭和 45 年に広島県立加計高等学校をご卒業ののち、民間会社の勤務を経て、昭和 53 年に当時の加計町国民健康保険病院に就職されております。平成 11 年に旧加計町産業課に配置換えとなり平成 16 年の合併後、安芸太田町職員として主に産業振興分野を中心に活躍をいただきました。平成 22 年 4 月には、加計支所長に就任されたのち、平成 24 年 3 月末をもって定年退職をされております。退職後は地元、殿賀自治振興会の副会長として活躍をされております。今回民間企業での経験、また公営企業での経験、また一般行政と長年の経験の中で、培われました卓越した見識を基に監査委員さんとして安芸太田町行政財政について大所高所よりのご指導を賜りたくお願いをするものでございます。選任につきましてどうぞご同意いただきますようお願いいたします。

富永豊議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第 1 号監査委員の選任についての採決をします。お諮りします。同意第 1 号監査委員の選任については、これに同意することに異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。したがって同意第 1 号監査委員の選任について、これを同意することに決定しました。

[ 佐々木道則議員着席 ]

日程第 9 . 承認第 1 号

日程第 10 . 承認第 2 号

富永豊議長

日程第 9、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例の一部改正）及び日程第 10、承認第 2 号専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正）2 件を一括議題とします。提出者から説明を求めます。町長。

小坂眞治町長

承認第 1 号専決処分の承認について、地方税法の一部が改正される法律が公布され、4 月 1 日に施行されることに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した安芸太田町税条例の一部を改正する条例について、同法同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。承認第 2 号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。同じく地方税法の一部を改正する法律が公布され 4 月 1 日に施行されることに伴い地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をし

た安芸太田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について同法同条第 3 項の規定により町議会の承認を求めるとのことです。

富永豊議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は一件ずつ行います。承認第 1 号専決処分の承認を求めるとのことについて（安芸太田町税条例の一部改正）を起立により採決します。承認第 1 号について、これを承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

起立多数です。したがって承認第 1 号専決処分の承認を求めるとのことについて（安芸太田町税条例の一部改正）はこれを承認することに決定しました。

これから承認第 2 号専決処分の承認を求めるとのことについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正）を起立により採決します。承認第 2 号について、これを承認することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

起立多数と確認、ごめんなさい、起立多数です。したがって承認第 2 号専決処分の承認を求めるとのことについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正）はこれを承認することに決定しました。

## 日程第 11 . 議案第 50 号

富永豊議長

日程第 11、議案第 50 号安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。提出者からの説明を求めます。町長。

小坂眞治町長

議案第 50 号安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。国の地方創生人材新制度を活用して優秀な民間人材を任期付職員として採用したいので、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとさせていただきます。詳細につきましては担当より追加説明をさせていただきます。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

それでは議案第 50 号の安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてをご説明をさせていただきます。まず安芸太田町一般職の任期付職員の採用に関する条例第 1 条において、この条例の制定の目的主旨を定めております。具体的には、一般地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、これに基づいて市町でこういった任期付職員を定める場合には、条例を定めなさいというこの根拠を第 1 条において定めております。それから少し主立ったところだけを説明をさせていただきます。第 3 条において、この任期付職員を採用する場合には業務を限って採用しなさいという規定がございます。具体的には、次のページをお開き頂けたらと思いますが、第 1 号として一定の期間内に終了することが見込まれる業務、第 2 号として一定の期間内に限り業務量の増加は見込まれる業務、こういった場合において、任期付職員を採用することができることと定めております。第 4 条に短時間勤務職員の任期を定めた採用と書いてありますが、今回の場合は本町の場合、この短時間勤務職員の任期を定めた採用予定はございませんが、国の条例準則に挙げられておりますし、今後こういった採用も想定されますので、この条例の第 4 条にこの点を明記をさせていただきます。あわせて次に第 7 条の方に今回給与に関する特例としてこの任期付職員の給与をどの表を適用するかというものを入っております。具体的には号給として 1 から 3 号まで給料月額として 37 万 2 千円から 47 万 1 千円まで、この範囲で給料を支給するというものでございます。最後に第 8 条の方ですが、この任期付職員の給与条例の適用除外ということで、全員協の方で副町長の方からも説明を申し上げましたが、この職員につきましては手当の一部は支給しないという除

外規定がございます。この 8 条の方にその部分をうたっております。以上条例、議案第 50 号の安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について説明を終わります。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

若干捕捉させてください。今、課長、3 条の方で一定の期間内に終了することが見込まれる業務に限って任期付というスタンスが第 2 条を見ていただいたら、要は高度な専門的な知識が必要な場合、任期付の職員を採用できるよという規定を第 1 項で設けております。第 2 項では第 1 号で職員の育成に相当の時間を要する場合、2 号で急速に進歩する技術等々に急速に対応する場合、3 号で部内で確保することが一定の期間困難である職種、それと 4 号におきまして、期間が一定の期間に限られる業務ということで、2 条、3 条で繰り返しこういった業務に任期付職員が採用できるということ為準則で繰出されておりますので、そのとおり準則どおりにしています。4 条の短時間につきましてはそこにありますように、職員が介護休暇でありますとか育児休業に入った場合、その代わりとして任期付の短時間を採用することができることを定めております。第 5 条につきましては、法律ではこの任期付の職員の任期は 3 年となっております。条例で定めればそれを 5 年まで延期できると、安芸太田町の場合 5 年って定めてないんですが、5 年まで延期できるよ、その理由は 5 条の 1 号 2 号に書いてあるということでございます。それと 7 条の下に特定任期付職員業績手当、業績が上がったら手当を支給することができるという規定でございますので、現在のところ町の方におきましては業績手当を支給するということは該当者とは話をしておらんということでございますので、状況を見ながら判断してまいりたいと思います。以上でございます。

富永豊議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。末田議員。

末田健治議員

この事業は一般職で現在の人員で対応できないという事であろうと、その意味においては私は基本的には賛成はいたしますが、ただしその期間が非常に短い、派遣期間が短いという中で、またその業務が非常にもちろん一人だけであるわけではありませんから、今までにない業務が発生をする、そうしますと、しかも期間が限られているということになりますと、無理な業務が発生はしないかという懸念がいたします。と同時に全員協で説明がございましたエリア開発事業の中の来夢とごうちの事業整備でありますとか、チャレンジショップの整備、これらについては具体化しているのだろうか。そこらがですね期間が短い中での少し意欲は見えますけれども事業全体が見えない中で少し懸念がいたしますので、その辺お尋ねをいたします。

二見重幸企画課長

先ほどの説明をさせていただいた資料の中に確かに道の駅周辺の再構築についてのくだりもございます。こちらにつきましては今回設立いたします地域商社が自操していく仕組みを作っていくうえで、ここの道の駅周辺の再開発を進めて、その道の駅周辺の運営等をこの地域商社が担っていく方策について今後地域商社を中心に検討を進めるということで考えておるところです。そこで将来的にはこの地域商社が自操していくということで、こちらの町からの人材派遣という形から独自の会社の役員と言いますか、会社を運営する主体としてこの人材を求めていくというタイミングが次のタイミングであるんでなかろうかと考えておるところでございます。ということで、今回の任期付職員につきましては、2 年間、原則 2 年間という短い期間ではありますが、成果を出してもらって、その後自操していくこの会社というのを立ち上げていくと、そこが運営していくと、いう形で考えておるところです。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

若干捕捉しますと、道の駅周辺の再変計画につきましては、平成 28 年度の地方推進交付金におきまして国の採択を受けまして約 800 万円の予算を平成 29 年度に繰り越して実施することにしておりますので、その計画策定の中に当該人材も入る中で、道の駅周辺の有機的な計画作成をしてまいりたいと思います。それと平成 29 年度人事異動におきまして企画課の人員を 1 名増員いたしておりますので、それらと協力する中で事業の推進を図って参りたいというふうに考えてます。以上です。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

私は関係機関ととにかく連携を密に、しかも情報は早めにとということで、そういう中で無理をせず、しかし町の今後のために成果があげられるように期待をしております。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

こちらの事業につきましては、各経済団体、産業団体の皆さんと協力しながら進めて行くことが最も重要かと考えておりますので、その都度都度にご相談をさせてもらいたいと考えております。

以上です。 富永豊議長

他に。大江議員。

大江厚子議員

今回の一般職の任期付職員の採用等に関する条例なんですけど、今回はこの総合商社という目標があって適切な人材がおられたのということになっているんですが、この条例を定めると、何て言うんですかね、今まである公務員として採用してきた条例との整合性とか例えば臨時職員とこの任期付職員の、今回のこの人に限らずですけど、一般的なことなんですけど、その関係性とか、もしこれが新人採用の時に、こういう雇用形態も含めて採用というふうになると、例えばですね 2 年の契約で採用しますとかね、そういう事にもなってしまって、身分保障とか、それから臨時職員との整合性とか、それからいわゆる公務員なので、何かがない限りは 60、あるいは 65 までっていうその補償もなくなるとか、任期付職員でありながら公務員なので、その終わった時に雇用保険の関係とか、色々問題があるのではないかと思うんですが、その整理はどのようになっているのでしょうか。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

安芸太田町の職員採用につきましては、今第 3 次の定員適正化計画を策定して進めておるところでございます。毎年度専門職、保育士とか保健師はその都度に応じて採用しておりますが、一般職につきましては、30 までの若い方の採用枠と 40 までの社会人枠というのをここ 2、3 年設けております。そういった中で、即戦力としましては、今後も社会人枠として採用する中で、有能な人材がおれば採用してまいりたいというふうに思います。ですからこの任期付職員につきましては、本当に専門的な知識が必要な場合のみ適用されるというふうにご理解いただけたらと思います。これを乱発していくとかいうようなことは、おそらく想定しておりません。やはり自前の職員を育てていくのが大前提でございますので、今回特に民間の方に地域商社の、会社の立ち上げという専門的知識が必要でございますので、そこを十分活用したいというふうに考えております。今後国の人材派遣制度、今度は国家公務員とかいうのも、もし、町の方で必要とすれば、2 年間という可能性はゼロではないですが、そういった場合に限られるというふうに理解してください。

富永豊議長

他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[ なしの声あり ]

討論なしと認めます。これで討論終わります。

議案第 50 号安芸太田町一般職等の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを起立により採決します。議案第 50 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

起立多数です。したがって議案第 50 号安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

ここでお諮りします。各常任委員長、及び議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査を行えとの申し出があります。この際、これを日程に追加し。追加日程 4 として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって閉会中の継続審査の申し出について日程に追加、追加日程第 4 とし、直ちに議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第4．閉会中の継続調査

富永豊議長

追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに異議ありませんか。

[ 異議なしの声あり ]

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり調査終了まで閉会中の継続調査を行うことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、平成29年第3回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

(閉会 午後3時35分)